

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容					令和4年度(年度末実績)				
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策
戸田市	給付適正化	給付実績の活用による適正化	本市の高齢化率は、全国平均と比べて低いものの、高齢者人口は増加の一途をたどっている。第8期介護保険事業計画における介護保険料は、県内でも高い状況である。今後も高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が予測される中、必要な介護サービスが、適正に提供されるよう取り組む必要がある。	介護給付適正化の推進	介護給付適正化事業 認定調査状況チェック:全件実施 ケアプラン点検:年3事業所で実施 住宅改修、福祉用具購入、貸与調査等の点検:住宅改修について、事前申請時に全件点検するとともに、状況に応じて実地調査を実施 医療情報との突合・縦覧点検:全件実施 介護給付費通知:年1回実施	なし	令和4年度介護給付費適正化事業 認定調査状況チェック 全件(2,749件)実施した。 ケアプラン点検 3事業所で実施した。 住宅改修、福祉用具購入、貸与調査等の点検申請時に全件(417件)実施した。 医療情報との突合・縦覧点検 全件実施した。(突合2,028件、縦覧点検2,361件) 介護給付費通知 年1回実施(3,298通)した。		介護給付費適正化事業(主要5事業)はすべて実施でき、返戻処理等につなげることができた。	・適正化につながっていることから、事業を引き続き実施する。 ・縦覧点検時に散見された請求誤りについて、原因を分析し、請求時の確認作業等の実施を事業者に促すといった対応が考えられる。
戸田市	自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議の開催	・地域包括ケアシステムの構築のために、介護サービスに限らず様々な社会資源が有機的に連携できる環境整備が重要であり、この連携体制を支えるには多職種協働によるネットワークの構築不可欠であることから、地域ケア会議を通じてネットワーク構築を推進する必要がある。 ・地域ケア個別会議の積み重ねを通じて、共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことが求められる。 ・本市では令和2年度から自立支援型地域ケア会議を市主催で始めたが、検討事例数がまだ少ないため、定期的に会議を開催し、多職種の専門的な視点に基づく助言を通じ、参加者に専門職(助言者)の多角的な視点の気づきやアセスメントの能力を向上させる必要がある。	・地域ケア会議の強化	自立支援型地域ケア会議の開催 R3 R4 R5 開催回数 4回 4回 4回 3年間で合計12回の開催	なし	自立支援型地域ケア会議の開催回数:4回 目標では年4回開催で、1回の開催で新規2事例、モニタリング事例2事例の計4事例を検討する予定であり、予定のとおり開催することができた。 事例提供を行ったケアマネジャーからは、「助言内容を基に本人や家族にアプローチし、より良い環境づくりを目指していきたい。改めてアセスメントを行ったり聞き取りをしたりすることで、今まで見えていなかった部分が見えた。できていない部分を補う支援をしていたが、現在本人ができること、これからできることを考える良い機会となった。」、事例提供を行いとても勉強になった。ケアマネジャーとして自立支援の研修を受講したところであったが、研修を受けるよりも実際に事例の提供を行う方が学びになると感じた。多忙で現実的にはなかなか難しいが、このように自分が担当しているすべてのケースに向き合えたら良いと思った。」などの声があった。		・事例提供を行ったケアマネジャーから、意見や感想を聴取した結果、事例提供を行うことでアセスメント能力の向上や、専門職からの助言によって多角的視点を学ぶことができたとの、評価を確認することができた。 ・令和2年度からの会議開始以降、初めて傍聴を入れての会議開催とすることができた。 以上から、評価を「 」とした。	・会議開催を継続することにより、事例提供を行ったケアマネジャーに事後の調査(意見聴取)を実施して、会議の良い点や改善点を確認していく必要がある。 ・会議の目的について何を一番の目的にするか等、会議に携わる全関係者で統一する必要がある。
戸田市	自立支援・介護予防・重度化防止	体操教室の開催	本市では平成28年から効果的・効果的な介護予防の取り組みを推進するために「週に1回以上、体操等の活動を行う住民運営の通いの場」の立上げや運営の支援を効果的に行っている。 高齢者の誰もが継続して介護予防に取り組むには、取り組みの効果を高齢者自身が実感でき、かつ高齢者が容易に通える範囲に通いの場が存在することが重要であり、虚弱な高齢者でも歩いて通える場所で地域ぐるみで体操(介護予防)が行える「通いの場(体操教室)」を地域に多数つくる必要がある。 町会会館の活用を軸に、令和2年度末までに24か所の会場(教室)の立上げがあったが、まだ町会会館全体の半数程度であるため、今後も継続して町会会館というインフラを住民主体の体操教室の会場として活用することが重要である。	TODA元気体操教室(会場)の立上げ・運営支援	新たな会場(教室)の立上げ R3 R4 R5 新規立上げ 3か所 3か所 3か所 3年間で合計9か所の新規会場(教室)の立上げとその支援	なし	新規会場立上げ数:9か所 未だ会場として利用されていない町会会館を管理する町会長宛てに、TODA元気体操教室の立上げと町会会館の使用についての理解を求める文書を送付した。 既存会場の介護予防リーダー代表者に養成講座受講希望があるか確認を行った。 新規会場(教室)の立上げの相談があった段階で、地域包括支援センターと理学療法士と連携した相談体制を築くことで、相談相手の熱意が冷めないうちに手厚く立上げ準備の支援を行えた。 新規会場9か所のうち、新たな町会会館の利用7か所、個人所有の建物の利用が2か所と、会場(教室)の多様性を増やすことができた。		・目標を大きく上回る数の新たな会場(教室)を立ち上げることができた。 ・会場立上げ支援については、理学療法士を会場に派遣し、教室の運営が軌道に乗るよう全7回をパッケージとしたサポートを実施しており、立上げ後のフォローアップ体制も構築している。 以上から、評価を「 」とした。	・TODA元気体操教室の会場として、活用が未だされていない町会会館が約3分の1となるが、高齢者が容易に通える距離にある体操教室の必要性への理解の促進や会場(教室)の立上げ支援を手厚く実施することで、引き続き新たな会場(教室)の立上げを目指す。